

令和7年10月1日

課 名：農山漁村振興課
担 当：市原、坂本
内 線：3871
直 通：092-643-3527

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

- 指名停止措置建設業者：住 所 福岡県久留米市善導寺町飯田365
商号又は名称 久富建設株式会社
- 指名停止の期間：令和7年10月1日～令和8年3月31日（6ヵ月）
- 事実概要：
朝倉農林事務所発注の令和7年9月1日に開札した一般競争入札において、落札者となったが、正当な理由なく契約を辞退したため。
- 指名停止の理由：
上記の事実は、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱別表その2第12号に該当する。
したがって、本件については指名停止（6ヵ月）とするものである。

【指名停止等措置要綱 別表その2第12号該当】

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県発注工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内